

# 千葉県報

号外  
令和7年3月7日

## 主要目次

○ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	五
○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一〇
○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一〇
○ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	四二
○ 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例	四二
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	四三
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	四三
○ 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例	四四
○ 千葉県県税条例等の一部を改正する条例	四四
○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	四四
○ 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	四五
○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	四五
○ 千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例	四六
○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五二
○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五二
○ 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例	五三
○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例	五三
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	五四
<b>条例のあらまし</b>	
○ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第一号）（児童家庭課）	一
一 制定の概要	

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

### 二 施行期日等

- 令和七年四月一日から施行することとした。
- 所要の経過措置を設けることとした。

### ○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二号）（人事課）

#### 一 改正の概要

- 人事委員会勧告に基づく給料表の改定（第一条関係）  
行政職給料表に定める職務の級の三級から七級まで及びこれらに相当する級について初号の給料月額を引き上げるとともに、八級から十級まで及びこれらに相当する級について職責重視の給料体系に見直すこととした。
- 人事委員会勧告に基づく昇給制度の改定（第一条関係）  
行政職給料表の職務の級が八級以上である職員等については、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うこととした。
- 人事委員会勧告に基づく諸手当の改定（第一条、第三条及び第四条関係）  
次のとおり諸手当を改定することとした。
  - 医師等の初任給調整手当に係る支給限度額の引上げ
  - 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の月額の引上げ
  - 一箇月当たりの通勤手当の支給限度額を十五万円に設定すること及び特急、高速道路等を利用する場合における通勤手当の支給要件の緩和
  - 単身赴任手当の支給要件の緩和
  - 在宅勤務等手当の新設
  - 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯の拡大
  - 住居手当等の諸手当の支給対象を定年前再任用短時間勤務職員に拡大
  - 特定任期付職員に対する勤勉手当の新設及び特定任期付職員業績手当の廃止等
- 企業局及び病院局における諸手当の改定（第二条及び第五条関係）  
企業局及び病院局において扶養手当の改廃、在宅勤務等手当の新設及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うこととした。
- 福祉職給料表級別基準職務表に掲げる職務の級の見直し  
職務の級の五級について、基準となる職務に出先機関の困難な業務を行う課長の職務を加えることとした。（第一条関係）
- その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 二 施行期日等

- 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一三(一)については、公布の日から施行することとした。

- 2 一3(一)については、令和六年四月一日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。
- 4 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

(一) 職員の育児休業等に関する条例  
 (二) 千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号) (人事課)

一 改正の概要

- 1 国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者を安定した職業に就いた者とする。 (第十条関係)

(二) 雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する者に対する基本手当に相当する退職手当の所定給付日数の特例措置について、その期間を二年間延長すること。 (附則第十四項関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

- 1 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一2については、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号) (人事課)

一 改正の概要

- 1 令和六年度の期末手当について、十二月期の支給割合を引き上げることとした。 (第一条関係)
- 2 令和七年度以降の期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合の配分を変更することとした。 (第二条関係)

二 施行期日等

- 1 公布の日から施行することとした。ただし、一2については、令和七年四月一日から施行することとした。
- 2 一1については、令和六年十二月一日から適用することとした。

○ 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例(条例第五号) (人事課)

一 改正の概要

- 1 家畜保健衛生所の再編整備により、東部家畜保健衛生所の位置及び所管区域並び

に中央家畜保健衛生所の名称の変更等の改正を行うこととした。(第二十三条関係)

2 建築に関する事務に係る柏土木事務所及び夷隅土木事務所の所管区域を改めるととした。(第二十三条の十一第二項関係)

3 千葉県廃棄物処理施設設置等審議会の委員の定数を七人以内から八人以内に見直すこととした。(別表第三関係)

二 施行期日

- 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一3については、公布の日から施行することとした。

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号) (人事課)

一 改正の概要

高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するために行う作業に係る防疫等作業手当の額を引き上げることとした。(別表第二関係)

二 施行期日等

- 公布の日から施行し、令和七年一月十二日から適用することとした。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号) (人事課)

一 改正の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

1 育児のために時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を、三歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大すること。(第八条の二関係)

2 任命権者は、職員から看護についての申出があった場合における措置等及び看護休暇等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこと。(第二十条の二及び第二十条の三関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 施行期日等

- 1 令和七年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第八号) (人事課)

一 改正の概要

児童相談所の体制強化その他の行政需要への対応のため、次のとおり職員の定数を

改めることとした。(第二条関係)

1 知事の事務部局の職員のうち大学以外の職員 八、三一四人(改正前八、一一四人)

2 教育委員会の事務部局の職員 七七六人(改正前七三六六人)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県県税条例等の一部を改正する条例(条例第九号)(税務課)

一 改正の概要

1 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることとした。(第一条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第一条及び第二条関係)

二 施行期日等

1 公益信託に関する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一1については、施行日の属する年の翌年の一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第十号)(市町村課)

一 改正の概要

1 農地法に基づく原状回復等の措置命令に従わない違反転用者等の公表の権限を千葉市、流山市及び我孫子市に移譲することとした。(別表第三十五号の三関係)

2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可(農地の転用等における開発行為を伴う場合に該当する土地に係るものを除く。)等の権限を銚子市、旭市及び印西市並びに長生郡一宮町、白子町及び長南町並びに夷隅郡御宿町に移譲することとした。(別表第三十五号の四関係)

3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可(農地の転用等における開発行為を伴う場合に該当する土地(二ヘクタールを超えるものに限る。))に係るものを除く。)等の権限を千葉市及び流山市に移譲することとした。(別表第三十五号の五関係)

4 土地改良法に基づく土地改良区の区域に属さない地域において施行する県営土地改良事業の換地計画に定める清算金の徴収及び支払いの権限を夷隅郡御宿町に移譲することとした。(別表第三十五号の六関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

令和七年三月三十一日から令和十三年三月三十一日に延長することとした。

1 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一1及び5については、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(条例第十一号)(政策法務課)

一 改正の概要

次の条例に係る施設(1にあつては、千葉県文化会館及び青葉の森公園芸術文化ホールに限る。)の管理について、指定管理者の選定方法を非公募とすることとした。

1 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例

2 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例

3 千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例

4 千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第十二号)(政策法務課)

一 改正の概要

1 建築士法に基づく建築士事務所登録申請手数料の額の改定を行うこととした。(別表第一関係)

2 道路交通法の一部改正に伴い、次のとおり改正を行うこととした。(別表第一関係)

(一) 特定免許情報記録手数料等二件の新設

(二) 運転免許試験手数料等十九件の額の改定等

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、自動車保管場所標章交付手数料等二件を廃止することとした。(別表第一関係)

二 施行期日等

1 令和七年三月二十四日から施行することとした。ただし、一1及び3については、同年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第十三号)(子育て支援課)

一 改正の概要

条例の失効期日を令和七年三月三十一日から令和十三年三月三十一日に延長することとした。

ととした。(附則第二項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第十四号)(子育て支援課)

一 改正の概要

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長及び教頭の資格要件の特例措置について、現行の措置を二年間延長することとした。(附則第三条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第十五号)(高齢者福祉課)

一 改正の概要

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正により、重要事項を記した文書の交付等に代えることができる方法に関して、磁気ディスク等の交付から電磁的記録媒体の交付に改められたことに伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。

1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第十六号)(医療整備課)

一 改正の概要

1 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者であつて、将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするものについて、新たに月額五万円の修学資金を貸し付ける制度を設けることとした。(第二条第二項及び第四項、第三条第一項並びに第八条第一項関係)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例(条例第十七号)(自然保護課)

一 改正の概要

片貝自然公園施設のビクターセンターの九十九里町への移譲に伴い、片貝自然公園施設に係る規定を削除することとした。(第三条関係)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例(条例第十八号)(森林課)

一 改正の概要

千葉県立清和県民の森の庭球場の廃止に伴い、利用料金の表から清和県民の森の庭球場利用料に係る部分を削除することとした。(別表関係)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(教育庁)

一 改正の概要

児童生徒数の増減等に伴い、次のとおり学校職員の定数を改めることとした。(第二条関係)

1 県立学校の教職員 一一、三六五人(改正前一、四二一人)

2 市町村立学校の教職員 二六、三二七人(改正前二六、二二八人)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(警察本部)

一 改正の概要

警察職員の定員を二二、一一三人(改正前一二、〇七六人)とすることとした。(別表第二関係)

二 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第二十一号)(政策法務課)

一 制定の概要

刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、こ

れらに代えて拘禁刑が創設されたことから、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 千葉県恩給条例
  - 2 多衆行進又は集団運動に関する条例
  - 3 千葉県統計調査条例
  - 4 千葉県立自然公園条例
  - 5 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
  - 6 千葉県青少年健全育成条例
  - 7 千葉県自然環境保全条例
  - 8 ふぐの取扱い等に関する条例
  - 9 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例
  - 10 千葉県環境保全条例
  - 11 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
  - 12 千葉県情報公開条例
  - 13 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例
  - 14 千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例
  - 15 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
  - 16 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例
  - 17 千葉県風俗案内業の規制に関する条例
  - 18 千葉県暴力団排除条例
  - 19 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例
  - 20 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例
  - 21 千葉県行政不服審査会条例
  - 22 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例
  - 23 個人情報保護に関する法律施行条例
  - 24 千葉県個人情報保護審議会条例
  - 25 職員の給与に関する条例
  - 26 職員の退職手当に関する条例
  - 27 千葉県心身障害者扶養年金条例
  - 28 千葉県土採取条例
  - 29 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
  - 30 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例
  - 31 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例
  - 32 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
- 二 施行期日等
- 1 令和七年六月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。  
令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第一号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 設備及び運営に関する基準（第六条―第三十五条）

第三章 雑則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項に規定する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）の例による。

（最低基準の目的等）

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容

を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

(非常災害対策)

第六条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わな

ればならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得よう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十二条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。)又は屋外運

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年の居室の一室の定員は一人とするよう努めるとともに、その面積は八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十九条 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人以上、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上とし、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。（夜間の職員配置）

第二十条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前各項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。（一時保護施設の管理者等）

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設設備運営基準第

二十条第四項の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十二條 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 一時保護施設設備運営基準第二十一条第一項の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に關する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

(心理療法師担任職員の資格)

第二十三條 心理療法師担任職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの

又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十四條 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十五條 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六條 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服(下着にあつては、未使用の物)を提供しなければならない。ただし、下着については、提供に代えて、児童が所持する物を使用させることができる。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十七條 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第二十五条の規定により当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むもの

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

第三章 雑則

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。)第五十七条の規定

を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を、「第二十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第五条第八項中「五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表(教育職給料表(二)、医療職給料表(三)、海事職給料表及び福祉職給料表を除く。)の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第八条の三第一項第一号中「三十万九千二百円」を「三十一万円」に改める。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「扶養親族である配偶者、父母等」を「扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行

九級以上職員等」という。)」を削り、同条第二項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)」については一人名につき一万三千円、扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行八級職員等」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)」については一人名につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条第二項各号列記以外の部分中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「相当する額」の下に「(以下「運賃等相当額」という。)」を加え、同項第二号中「応じて、」を「応じ、」に、「掲げる額」を「定める額」(第十二条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び)に改め、同号ハ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前項第一号に掲げる額」を「運賃等相当額」に改め、「の二分の一」を削り、「その額が二万円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額」を「以下「特別料金等相当額」という。」に改め、同条第四項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第十二条第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会

規則で定める職員に限る。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十二条の二 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(勤務時間条例第十一条に規定する休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前各項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条の三第三項中「(給料の月額又は扶養手当の月額が第七条第三項又は第十條第二項若しくは第三項の規定に基づいて算出されている場合には、その給料の額と扶養手当の額との合計額)」を削る。

第十九条の二第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前各項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を削る。

第二十一条の二第二項中「第十条、」を削り、同条第三項中「から第十条まで、」第十条の三から第十条の五まで、第十三条の二及び第十三条の三」を「及び第九条」に改め、同条第四項中「から第十条まで」を「第九条」に改める。

第二十二条の四第三項中「通勤手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第二十三条第一項中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加え、同条第二項中「地域手当」の下に、「住居手当」を加え、「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当」に改め、同条第三項中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一(第四条)

行政職給料表

職員の区分	職員の給									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			



備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公安職給料表

職員の区分	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,500	385,800	421,900	472,200
3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	



別表第三(第四条)

教育職給料表

職員の区分	教育職給料表(一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級
職務の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	

134	362,000	383,200	362,000	383,200	362,000	383,200	362,000	383,200	362,000	383,200
135	362,400	383,600	362,400	383,600	362,400	383,600	362,400	383,600	362,400	383,600
136	362,700	384,000	362,700	384,000	362,700	384,000	362,700	384,000	362,700	384,000
137	363,000	384,300	363,000	384,300	363,000	384,300	363,000	384,300	363,000	384,300
138	363,400	384,800	363,400	384,800	363,400	384,800	363,400	384,800	363,400	384,800
139	363,900	385,300	363,900	385,300	363,900	385,300	363,900	385,300	363,900	385,300
140	364,400	385,800	364,400	385,800	364,400	385,800	364,400	385,800	364,400	385,800
141	364,700	386,100	364,700	386,100	364,700	386,100	364,700	386,100	364,700	386,100
142	365,200		365,200		365,200		365,200		365,200	
143	365,700		365,700		365,700		365,700		365,700	
144	366,200		366,200		366,200		366,200		366,200	
145	366,500		366,500		366,500		366,500		366,500	

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

40	338,100	395,200	436,000		87	359,500	425,900	
41	338,700	396,300	436,800		88	360,100	426,100	
42	339,100	397,500	437,700		89	360,600	426,300	
43	339,500	398,700	438,600		90	361,000	426,600	
44	339,900	399,800	439,400		91	361,400	426,900	
45	340,500	400,800	440,100		92	361,800	427,100	
46	341,000	401,800	441,000		93	362,200	427,300	
47	341,500	402,800	442,000		94	362,600		
48	341,900	403,700	442,900		95	363,100		
49	342,300	404,900	443,800		96	363,500		
50	342,700	406,300	444,700		97	364,100		
51	343,100	407,700	445,700		98	364,600		
52	343,500	409,100	446,600		99	365,000		
53	343,900	409,900	447,600		100	365,500		
54	344,300	410,900	448,600		101	365,900		
55	344,700	411,900	449,500		102	366,400		
56	345,100	413,000	450,500		103	366,700		
57	345,500	413,900	451,400		104	367,100		
58	345,900	414,700	452,300		105	367,600		
59	346,300	415,500	453,200		106	368,000		
60	346,700	416,200	454,200		107	368,500		
61	347,100	416,900	455,000		108	369,000		
62	347,500	417,800	455,400		109	369,400		
63	347,900	418,600	456,000		110	369,900		
64	348,300	419,200	456,600		111	370,300		
65	348,700	419,800	457,200		112	370,700		
66	349,100	420,200	457,900		113	371,100		
67	349,500	420,500	458,200		114	371,500		
68	349,900	420,800	458,800		115	371,900		
69	350,300	421,100	459,200		116	372,300		
70	350,800	421,400	459,500		117	372,700		
71	351,200	421,600	459,800		118	373,100		
72	351,600	421,900	460,100		119	373,500		
73	351,900	422,100	460,400		120	373,900		
74	352,400	422,400			121	374,200		
75	352,800	422,700			122	374,600		
76	353,200	423,000			123	375,100		
77	353,600	423,200			124	375,400		
78	354,100	423,400			125	375,800		
79	354,600	423,700			126	376,300		
80	355,100	424,000			127	376,800		
81	355,600	424,200			128	377,200		
82	356,300	424,500			129	377,600		
83	357,000	424,800						
84	357,700	425,100						
85	358,300	425,300						
86	358,900	425,600						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額 円 288,000	基 準 給料月額 円 299,000	基 準 給料月額 円 321,200	基 準 給料月額 円 406,100
---------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

備考 この表は 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の 区分	教育職給料表(二)				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	202,800 円	221,300 円	319,700 円	348,700 円	435,700 円
2	205,100	223,700	321,500	350,200	437,000
3	207,400	226,100	323,300	351,700	438,200
4	209,700	228,500	325,000	353,200	439,500
5	211,900	230,900	326,600	354,600	440,600
6	214,300	233,300	328,500	356,000	441,700
7	216,500	235,700	330,400	357,400	442,900
8	218,700	238,100	332,300	358,800	444,100
9	220,900	240,500	334,100	360,200	445,400
10	223,200	242,100	336,100	361,500	446,600
11	225,400	243,700	337,900	362,800	447,600
12	227,600	245,300	339,700	364,100	448,700
13	229,900	246,900	341,400	365,300	449,900
14	232,000	248,400	343,100	366,600	450,700
15	234,100	249,800	344,700	367,800	451,500
16	236,200	251,200	346,300	369,000	452,400
17	238,300	252,600	347,900	370,200	453,300
18	240,200	253,800	349,200	371,400	453,800
19	241,900	255,000	350,400	372,600	454,300
20	243,500	256,200	351,600	373,700	454,800
21	245,200	257,600	352,900	374,800	455,300
22	246,400	258,800	354,300	376,000	455,800
23	247,700	260,100	355,700	377,200	456,300
24	249,000	261,400	357,000	378,300	456,800
25	250,200	262,700	358,300	379,400	457,300
26	251,200	264,500	359,700	380,600	457,800
27	252,300	266,300	361,100	381,800	458,300
28	253,400	268,100	362,400	382,900	458,800
29	254,600	269,800	363,700	384,000	459,300
30	255,900	272,000	365,100	385,200	459,800
31	257,100	274,200	366,400	386,400	460,300
32	258,300	276,400	367,700	387,500	460,800
33	259,400	278,600	369,000	388,600	461,300
34	260,600	280,800	370,200	389,800	
35	261,800	283,000	371,400	391,000	
36	263,000	285,100	372,600	392,200	
37	264,300	287,100	373,800	393,400	
38	265,500	289,000	375,000	394,700	
39	266,700	290,900	376,200	395,900	
40	267,900	292,700	377,400	397,100	
41	269,200	294,400	378,500	398,300	
42	270,400	296,300	379,700	399,600	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員  
及  
び  
任  
期  
付  
職  
員  
以  
外  
の  
職  
員

43	271,700	298,100	380,900	400,600	305,600	368,100	418,200	430,100
44	272,900	299,800	382,100	401,700	306,200	369,200	418,500	
45	274,100	301,400	383,200	402,900	306,700	370,300	418,800	
46	275,000	303,200	384,500	404,100	307,200	371,400	419,000	
47	275,900	304,900	385,800	405,300	307,500	372,500	419,200	
48	276,900	306,500	387,000	406,500	308,100	373,700	419,500	
49	277,500	308,000	387,900	407,600	308,600	374,800	419,800	
50	278,400	309,700	389,100	408,600	309,000	375,900	420,000	
51	279,100	311,500	390,100	409,900	309,400	376,900	420,200	
52	280,100	313,200	391,200	411,100	309,900	377,900		
53	280,700	314,400	392,000	412,300	310,900	378,800		
54	281,600	316,300	393,100	413,400	311,300	380,500		
55	282,600	318,100	394,100	414,500	311,700	381,500		
56	283,600	319,800	395,100	415,600	312,100	382,400		
57	284,100	321,400	396,200	416,600	312,400	383,300		
58	285,100	323,300	397,200	417,800	312,600	384,100		
59	286,100	325,000	398,300	419,000	312,900	385,000		
60	286,900	326,700	399,400	420,200	312,900	385,900		
61	287,400	328,400	400,400	420,800	313,200	386,800		
62	288,100	330,200	401,500	421,600	313,500	387,600		
63	288,900	332,000	402,600	422,300	313,700	388,500		
64	289,700	333,700	403,600	422,800	313,900	389,500		
65	290,500	335,400	404,500	423,100	314,200	390,400		
66	291,300	336,700	405,400	423,400	314,300	391,000		
67	292,000	338,000	406,400	423,800	314,500	391,900		
68	292,700	339,300	407,400	424,200	314,900	392,800		
69	293,500	340,800	408,200	424,500	315,400	393,700		
70	294,300	342,300	409,000	424,900	315,700	394,500		
71	294,900	343,800	409,700	425,200	315,900	395,200		
72	295,600	345,300	410,500	425,500	316,200	396,000		
73	296,100	346,700	411,200	425,800	316,500	396,800		
74	296,900	348,200	411,800	426,200	316,700	397,400		
75	297,600	349,700	412,500	426,500	316,900	398,100		
76	298,200	351,200	413,200	426,800	317,100	398,800		
77	298,800	352,600	413,800	427,100	317,400	399,400		
78	299,600	354,100	414,500	427,400	317,700	400,000		
79	300,200	355,600	415,000	427,700	317,900	400,700		
80	300,800	357,100	415,600	427,900	318,100	401,200		
81	301,400	358,500	416,000	428,100	318,400	401,800		
82	302,100	359,800	416,400	428,400	318,600	402,400		
83	302,700	361,100	416,700	428,700	318,800	403,000		
84	303,200	362,300	417,000	428,900	319,100	403,500		
85	303,700	363,500	417,200	429,100	319,400	404,000		
86	304,300	364,700	417,500	429,400	319,600	404,300		
87	304,800	365,900	417,800	429,700	319,800	404,600		
88	305,200	367,000	418,000	429,900				

別表第四(第四条)

研究職給料表

職員の区分	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	183,900 円	233,900 円	326,100 円	376,000 円	446,500 円
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	

135	320,100	404,900			
136	320,400	405,200			
137	320,600	405,500			
138	320,800	405,800			
139	321,100	406,100			
140	321,400	406,400			
141	321,600	406,700			
142	321,800	407,000			
143	322,100	407,300			
144	322,400	407,600			
145	322,600	407,800			
146	322,800	408,100			
147	323,100	408,400			
148	323,400	408,600			
149	323,600	408,800			
150	323,800	409,100			
151	324,100	409,400			
152	324,400	409,600			
153	324,600	409,800			
154	324,800	410,100			
155	325,100	410,400			
156	325,400	410,600			
157	325,600	410,800			
158	325,800	411,100			
159	326,100	411,400			
160	326,400	411,600			
161	326,600	411,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	232,000	279,200	303,400	330,000	411,900
任期付職員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	234,100	252,600	319,700	331,700	420,300

備考  
1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会の規則で定めるものに適用する。  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額を、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

41	251,100	310,100	374,800	432,400					
42	252,600	310,600	376,100	433,700					
43	254,100	311,100	377,400	435,100					
44	255,600	311,600	378,600	436,400					
45	257,100	312,100	379,300	437,200					
46	258,400	312,600	380,300	438,000					
47	259,600	313,100	381,100	438,900					
48	260,800	313,600	381,800	439,800					
49	262,000	314,000	382,500	440,600					
50	263,100	314,500	383,200	441,400					
51	264,200	315,000	383,900	442,000					
52	265,300	315,500	384,600	442,800					
53	266,400	315,900	385,200	443,200					
54	267,500	316,400	385,900	443,800					
55	268,500	316,800	386,700	444,300					
56	269,500	317,200	387,500	444,800					
57	270,500	317,600	388,100	445,300					
58	271,200	318,000	388,900	445,900					
59	271,800	318,400	389,600	446,400					
60	272,400	318,800	390,300	446,900					
61	273,000	319,200	390,900	447,400					
62	273,600	319,800	391,600	448,000					
63	274,200	320,400	392,300	448,500					
64	274,800	321,000	393,000	449,000					
65	275,400	321,500	393,700	449,500					
66	276,000	322,100	394,300						
67	276,600	322,700	394,900						
68	277,200	323,300	395,600						
69	277,800	323,800	396,300						
70	278,500	324,400	396,800						
71	279,200	325,000	397,400						
72	279,900	325,600	398,000						
73	280,500	326,100	398,500						
74	281,200	326,800	399,100						
75	281,900	327,500	399,700						
76	282,600	328,200	400,200						
77	283,200	328,900	400,700						
78	283,900	329,600	401,200						
79	284,600	330,300	401,700						
80	285,200	331,000	402,400						
81	285,800	331,700	402,800						
82	286,500	332,500							
83	287,200	333,200							
84	287,800	333,800							
85	288,400	334,300							
86	289,100	334,800							

定年前再任用短時間勤務職	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121			
基準給料月額	289,800	290,400	291,000	291,700	292,400	293,000	293,600	294,300	294,900	295,500	295,800	296,400	297,000	297,500	298,000	298,400	298,800	299,200	299,600	300,100	300,600	300,900	301,100	301,500	301,800	302,000	302,300	302,600	302,900	303,200	303,500	303,800	304,000	304,300	304,600			
基準給料月額															311,200	311,700	312,200	312,700	313,100	313,500	314,000	314,400	314,900															
基準給料月額																																						
基準給料月額																																						
基準給料月額																																						

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五(第四条)

医療職給料表

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	
1		291,400	400,300	455,100	549,800	
2		293,700	403,000	457,100	555,900	
3		296,000	405,600	459,000	561,200	
4		298,200	408,100	460,900	566,100	
5		300,300	410,500	462,300	570,500	
6		303,800	412,700	464,100	574,800	
7		307,300	414,800	465,900	578,400	
8		310,700	416,900	467,700	581,400	
9		314,100	419,000	469,500	583,900	
10		317,600	420,500	471,300	586,200	
11		321,000	422,000	473,100		
12		324,400	423,500	474,900		
13		327,800	424,900	476,700		
14		331,300	426,400	478,500		
15		334,700	427,900	480,300		
16		338,100	429,300	482,100		
17	定年前任用	341,500	430,700	483,900		
18	短時間勤務	344,600	432,200	485,800		
19	勤務員	347,700	433,700	487,700		
20	主任職務及び主任職外	350,800	435,100	489,600		
21	主任職務以外	354,000	436,500	491,500		
22	主任職務以外	357,100	438,000	493,200		
23	主任職務以外	360,200	439,500	495,000		
24	主任職務以外	363,200	440,900	496,800		
25		366,200	442,300	498,400		
26		368,500	443,700	500,200		
27		370,800	445,100	502,000		
28		373,000	446,500	503,600		
29		374,900	447,900	505,000		
30		376,600	449,300	506,700		
31		378,300	450,700	508,500		
32		380,100	452,100	510,200		
33		381,900	453,500	511,700		
34		383,700	454,900	513,000		
35		385,300	456,300	514,300		
36		386,700	457,700	515,600		
37		388,100	459,100	516,600		
38		389,600	460,800	517,900		
39		391,100	462,400	519,200		
40		392,600	464,000	520,500		
41				394,100	465,600	521,500
42				394,800	466,800	522,300
43				395,400	468,000	523,100
44				396,100	469,100	523,900
45				397,000	470,100	524,800
46				397,600	471,100	525,600
47				398,200	472,000	526,400
48				398,800	472,800	527,100
49				399,400	473,500	527,900
50				399,900	474,200	528,700
51				400,400	474,900	529,400
52				400,900	475,500	530,300
53				401,400	476,200	531,200
54				401,800	476,900	532,000
55				402,200	477,500	532,900
56				402,600	478,100	533,800
57				403,000	478,400	534,600
58				403,400	479,000	535,500
59				403,800	479,700	536,400
60				404,200	480,400	537,100
61				404,600	480,800	537,900
62				405,000	481,400	538,800
63				405,400	482,100	539,700
64				405,800	482,800	540,600
65				406,100	483,200	541,400
66					483,800	542,300
67					484,400	543,200
68					484,900	544,100
69					485,400	544,900
70					485,900	545,800
71					486,400	546,700
72					486,900	547,600
73					487,300	548,400
74					487,800	
75					488,200	
76					488,700	
77					489,200	
78					489,800	
79					490,400	
80					490,800	
81					491,300	
82					491,900	
83					492,500	
84					493,000	
85					493,500	

定年前再任用短時間勤務職 員 任期 付職 員	基準 給料月額 円		基準 給料月額 円		基準 給料月額 円		基準 給料月額 円	
	給料月額 円	314,100	給料月額 円	372,500	給料月額 円	410,000	給料月額 円	506,800
	301,700		344,400		399,500		473,300	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の区分	職級の 号 給	給料月額 円							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再任用短時間勤務職 員及び 任期付 職員 以外の 職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500	
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400	
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300	
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200	
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200	
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900		
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300		
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000		
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500		
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900		
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300		
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700		
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100		
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500		
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900		
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200		
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500		
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900		
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200		
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500		
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800		
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400			
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700			
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000			
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300			
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600			



職員の 区分	医療職給料表(三)							
	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額 円							
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300	
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500	
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700	
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800	
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700	
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600	
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400	
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300	
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000	
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600	
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300	
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900	
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200	
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500	
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100	
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600	
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300	
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900	
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300	
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700	
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800	
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100	
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400	
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800	
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800	
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500	
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300	
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900	
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800	
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500	
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300	
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100	
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800	
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500	
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200	
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000	
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800	
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600	
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300	
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000	
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800	
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900		
43	264,800		281,300	308,000	330,300	429,000		
44	265,600		281,800	308,900	331,300	430,100		
45	266,400		282,300	309,800	332,300	431,100		
46	267,100		282,800	310,800	333,300	432,200		
47	267,800		283,300	311,800	334,300	433,200		
48	268,400		283,800	312,700	335,300	434,200		
49	269,000		284,300	313,600	336,300	435,200		
50	269,500		284,800	314,600	337,800	436,200		
51	270,000		285,300	315,600	339,000	437,500		
52	270,400		285,800	316,600	340,200	438,400		
53	270,800		286,300	317,400	341,100	439,000		
54	271,300		286,800	318,400	342,300	440,500		
55	271,800		287,300	319,400	343,400	441,500		
56	272,200		287,800	320,300	344,700	442,500		
57	272,600		288,300	321,200	345,700	443,500		
58	273,000		289,100	322,200	346,600	444,500		
59	273,400		289,900	323,200	347,700	445,500		
60	273,800		290,600	324,100	348,900	446,500		
61	274,200		291,300	325,000	350,000	447,900		
62	274,600		292,200	326,200	351,200	448,300		
63	275,000		293,100	327,400	352,400	448,600		
64	275,400		293,900	328,600	353,400	448,900		
65	275,800		294,700	329,300	354,400	449,300		
66	276,200		295,600	330,400	355,400	449,700		
67	276,600		296,400	331,500	356,500	450,000		
68	277,000		297,200	332,400	357,600	450,300		
69	277,400		298,000	333,500	358,400	451,300		
70	277,900		298,900	334,200	359,500	451,900		
71	278,400		299,800	335,300	360,600	452,400		
72	278,800		300,700	336,400	361,600	452,700		
73	279,200		301,600	337,500	362,300	453,000		
74	279,800		302,500	338,700	363,100	453,500		
75	280,400		303,400	339,800	363,900	453,900		
76	280,900		304,300	340,900	364,600	454,200		
77	281,400		305,100	342,000	365,200	454,500		
78	282,000		306,100	343,100	365,700	455,000		
79	282,600		307,100	344,100	366,200	455,500		
80	283,100		308,000	345,200	366,700	455,900		
81	283,600		308,500	346,100	367,300	456,200		
82	284,100		309,400	347,100	367,800	456,600		
83	284,600		310,300	348,000	368,300	457,100		
84	285,100		311,100	349,000	368,800	457,500		
85	285,600		311,900	349,900	369,200	457,900		
86	286,100		312,900	350,700	369,600	458,300		
87	286,600		313,900	351,500	370,200	458,600		
88	287,100		314,900	352,300	370,700	458,800		



別表第六(第四条)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	給料月額																
		1級	2級	3級	4級	5級												
定年 前再 任用 短時 勤務 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000						
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600							42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700							43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800							44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800							45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200							46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600							47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000							48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400							49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700							50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000							51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200							52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400							53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600							54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800							55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900							56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900							57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000							58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100							59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200							60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200							61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100							62	288,200	324,700	374,900	428,300	456,900
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000							63	288,500	325,000	375,200	428,900	457,200
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900							64	288,700	325,200	375,500	429,500	457,500
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800							65	288,900	325,400	375,700	430,000	457,700
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700							66	289,100	325,700	376,000	430,600	457,900
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600							67	289,300	326,000	376,300	431,100	458,100
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400							68	289,600	326,200	376,600	431,700	458,300
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800							69	289,900	326,400	376,900	432,200	458,500
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400							70	290,100	326,600	377,100	432,700	458,700
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000							71	290,300	326,800	377,500	433,300	458,900
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600							72	290,500	327,000	377,800	433,900	459,100
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100							73	290,700	327,200	378,100	434,200	459,300
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400							74	290,900	327,400	378,600	434,800	459,500
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900							75	291,100	327,600	379,100	435,400	459,700
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300							76	291,300	327,800	379,500	435,900	459,900
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600							77	291,500	328,000	379,900	436,300	460,100
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200							78	291,700	328,200	380,300	436,800	460,300
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800							79	291,900	328,400	380,800	437,500	460,500
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400							80	292,100	328,600	381,300	438,200	460,700
						81	292,300	328,800	381,700	438,400								
						82	292,500	329,000	382,200	438,600								
						83	292,700	329,200	382,600	438,800								
						84	292,900	329,400	383,000	439,000								
						85	293,100	329,600	383,500	439,200								
						86	293,300	329,800	384,000	439,400								
						87	293,500	330,000	384,500	439,600								

別表第七(第四条)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000	
15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300	
16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500	
17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700	
18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000	
19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300	
20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500	
21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700	
22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500	
23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300	
24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100	
25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700	
26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300	
27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900	
28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500	
29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200	
30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000	
31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400	
32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100	
33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600	
34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000	
35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400	
36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800	
37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200	
38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600	
39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000	
40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,400	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

88	385,000	基準給料月額	385,000	310,300	379,800
		準備給料月額	385,300	310,300	379,800
89	385,700	基準給料月額	385,700	310,300	379,800
		準備給料月額	386,000	310,300	379,800
90	386,000	基準給料月額	386,000	310,300	379,800
		準備給料月額	386,400	310,300	379,800
91	386,400	基準給料月額	386,400	310,300	379,800
		準備給料月額	386,800	310,300	379,800
92	386,800	基準給料月額	386,800	310,300	379,800
		準備給料月額	387,200	310,300	379,800
93	387,200	基準給料月額	387,200	310,300	379,800
		準備給料月額	387,600	310,300	379,800
94	387,600	基準給料月額	387,600	310,300	379,800
		準備給料月額	388,000	310,300	379,800
95	388,000	基準給料月額	388,000	310,300	379,800
		準備給料月額	388,400	310,300	379,800
96	388,400	基準給料月額	388,400	310,300	379,800
		準備給料月額	388,800	310,300	379,800
97	388,800	基準給料月額	388,800	310,300	379,800
		準備給料月額	389,200	310,300	379,800
231,600	282,900	基準給料月額	282,900	231,600	282,900
		準備給料月額	283,300	231,600	282,900
225,100	255,100	基準給料月額	255,100	225,100	255,100
		準備給料月額	255,500	225,100	255,100
284,900	326,200	基準給料月額	326,200	284,900	326,200
		準備給料月額	326,600	284,900	326,200
355,100	379,800	基準給料月額	379,800	355,100	379,800
		準備給料月額	380,200	355,100	379,800

41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300					
42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500					
43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800					
44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100					
45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400					
46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700					
47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000					
48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300					
49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500					
50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800					
51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100					
52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400					
53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600					
54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900					
55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200					
56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500					
57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700					
58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000					
59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300					
60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500					
61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700					
62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000					
63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300					
64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500					
65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700					
66	260,400	316,600	343,200	389,400						
67	260,800	317,400	343,600	390,000						
68	261,200	318,200	344,100	390,500						
69	261,600	319,000	344,300	390,900						
70	262,000	319,500	344,800	391,400						
71	262,400	320,000	345,300	391,900						
72	262,800	320,500	345,700	392,400						
73	263,200	321,000	346,000	392,900						
74	263,600	321,600	346,400	393,300						
75	264,000	322,100	346,900	393,700						
76	264,400	322,600	347,300	394,100						
77	264,800	322,900	347,500	394,300						
78	265,200	323,200	347,800	394,500						
79	265,600	323,700	348,200	394,800						
80	265,900	324,000	348,600	395,100						
81	266,200	324,300	348,900	395,300						
82	266,600	324,600	349,200	395,600						
83	267,000	324,900	349,600	395,900						
84	267,300	325,200	350,000	396,100						
85	267,600	325,600	350,300	396,300						
86	268,000	326,000	350,700	396,600						
87	268,400	326,300	351,100	396,900						
88	268,700		326,500	351,300	397,100					
89	269,000		327,000	351,600	397,300					
90	269,400		327,400							
91	269,800		327,600							
92	270,100		328,000							
93	270,400		328,400							
94	270,800		328,800							
95	271,200		329,200							
96	271,500		329,500							
97	271,800		329,700							
98	272,200		330,000							
99	272,600		330,300							
100	272,900		330,600							
101	273,200		331,000							
102	273,600		331,200							
103	274,000		331,500							
104	274,300		331,900							
105	274,500		332,300							
106	274,700		332,600							
107	275,000		332,900							
108	275,300		333,200							
109	275,600		333,500							
110	275,900		333,900							
111	276,200		334,200							
112	276,400		334,400							
113	276,700		334,600							
114	277,000		334,900							
115	277,300		335,200							
116	277,700		335,500							
117	278,000		335,700							
118	278,300									
119	278,600									
120	279,000									
121	279,200									
122	279,400									
123	279,800									
124	280,100									
125	280,300									
126	280,600									
127	281,000									
128	281,400									
129	281,600									
130	282,000									
131	282,400									
132	282,700									
133	282,900									

134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					
定期 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
任期 付職 員	220,900	246,900	278,200	298,800	330,200	371,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第八又 福祉職給料表級別基準職務表5級の項中「次長」の次に「又は課長」を加える。

(千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第四条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の二の次に次の一条を加える。  
(在宅勤務等手当)

第五条の三 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして局長が定める場所

において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他局長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第九条の二第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「勤務時間を割り振らない日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(勤務時間を割り振らない日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十一条第二項中「、第四条の三」を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「から第十条」を「から第九条」に改め、同条第二項中「、第二十条第二項及び」を「及び第二項、第二十条第二項並びに」に改め、「第十九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「から第十条」を「から第九条」に改め、「、第二十条の四」を削り、同条第二項中「、第二十条第二項及び」を「及び第二項、第二十条第二項、第二十条の四第二項第一号並びに」に改め、「第十九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加え、「百分の百七十二・五」を「百分の九十五」と、給与条例第二十条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

第九条第二項を削る。

第十条第一項中「、第七条」を「及び第七条」に改め、「及び第十二条」を削り、同条第二項中「第二条第三項、第九条の二第一項」及び「第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局給与条例第九条の二第一項を「第九条の二」に改める。

第十一条第二項を削る。

第十二条第一項中「、第九条及び第十九条」を「及び第九条」に改め、同条第二項中「第二条第三項、第十六条第一項」及び「第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院局給与条例第十六条第一項を「第十六条」に改める。

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第五条** 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。  
 第七条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

**第十一条の二** 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理規程で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理規程で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理規程で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第十六条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「勤務時間を割り振らない日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(勤務時間を割り振らない日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十六条第三項中「、第八条(第二号に係る部分に限る。)、第九条」を削る。

**附則**

(施行期日等)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)、第八条の三第一項第一号の改正規定並びに次項、附則第三項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(給与条例第八条の三第一項第一号の改正規定に限る。次項において同じ。による改正後の給与条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表第一から別表第七までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定

める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)、第九条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者  
 六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。)」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

7 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「第五号」とあるのは「第六号」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者  
 六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

8 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第五条の規定による改正後の千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「第五号」とあるのは「第六号」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者  
 六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

9 新給与条例第十一条第四項及び第十二条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

9 新給与条例第十一条第四項及び第十二条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

10 切替日以後に新たに再任用職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された者及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第二十七号）附則第十項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）に対して適用されることとなる給与条例第十三条の二第四項及び第五項の規定は、切替日以後に同条第四項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

11 （再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）  
切替日以後に新たに再任用職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この項において同じ。）に対して適用されることとなる給与条例第十三条の三第五項及び第六項の規定は、切替日以後に同条第五項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、千葉県人事委員会規則（地方公営企業の管理者が担任する事項については、管理規程）で定める。

13 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正）  
職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表第二十一条の二第三項の項中「から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで」を「及び第九条」に改め、「第十条、」を削り、「第十二条」の下に「第十三条の二及び第十三条の三」を加える。

14 千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「。以下この号において「条例」という。」及び「及び条例」を削り、「次に掲げる」を「別に教育委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

附則別表 号給の切替表（附則第四項）

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給									
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
11	7	3	3	3	1	1	1	1	1	
12	8	4	4	4	1	1	1	1	1	
13	9	5	5	5	1	1	1	1	1	
14	10	6	6	6	2	1	1	1	1	
15	11	7	7	7	3	1	1	1	1	
16	12	8	8	8	4	1	1	1	1	
17	13	9	9	9	5	1	1	1	1	
18	14	10	10	10	6	2	1	1	1	
19	15	11	11	11	7	3	1	1	1	
20	16	12	12	12	8	4	1	1	1	
21	17	13	13	13	9	5	1	1	1	
22	18	14	14	14	10	6	1	1	1	
23	19	15	15	15	11	7	1	1	1	
24	20	16	16	16	12	8	2	2	3	
25	21	17	17	17	13	9	2	2	3	
26	22	18	18	18	14	10	2	2	3	
27	23	19	19	19	15	11	2	2	4	
28	24	20	20	20	16	12	3	3	4	
29	25	21	21	21	17	13	3	3	4	
30	26	22	22	22	18	14	3	3	4	
31	27	23	23	23	19	15	3	3	5	
32	28	24	24	24	20	16	3	3	5	
33	29	25	25	25	21	17	3	3	5	
34	30	26	26	26	22	18	4	4	5	
35	31	27	27	27	23	19	4	4	6	
36	32	28	28	28	24	20	4	4	6	
37	33	29	29	29	25	21	4	4	6	
38	34	30	30	30	26	22	4	4	6	
39	35	31	31	31	27	23	4	4	6	
40	36	32	32	32	28	24	4	4	7	
41	37	33	33	33	29	25	4	4	7	
42	38	34	34	34	30	26	5	5		
43	39	35	35	35	31	27	5	5		
44	40	36	36	36	32	28	5	5		
45	41	37	37	37	33	29	5	5		
46	42	38	38	38	34	30				
47	43	39	39	39	35	31				
48	44	40	40	40	36	32				
49	45	41	41	41	37	33				
50	46	42	42	42	38	34				
51	47	43	43	43	39	35				
52	48	44	44	44	40	36				
53	49	45	45	45	41	37				
54	50	46	46	46	42	38				
55	51	47	47	47	43	39				



54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	13
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9

54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

〳 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1	1		
6	2	2	1	1	1	1		
7	3	3	1	1	1	1		
8	4	4	1	1	1	1		
9	5	5	1	1	1	1		
10	6	6	2	1	1	1		
11	7	7	3	1	1	1		
12	8	8	4	1	1	1		
13	9	9	5	1	1	1		
14	10	10	6	2	1	1		
15	11	11	7	3	1	1		
16	12	12	8	4	1	1		
17	13	13	9	5	1	1		
18	14	14	10	6	2	2		
19	15	15	11	7	3	3		
20	16	16	12	8	4	4		
21	17	17	13	9	5	5		
22	18	18	14	10	6	6		
23	19	19	15	11	7	7		
24	20	20	16	12	8	8		
25	21	21	17	13	9	9		
26	22	22	18	14	10	10		
27	23	23	19	15	11	11		
28	24	24	20	16	12	12		
29	25	25	21	17	13	13		
30	26	26	22	18	14	14		
31	27	27	23	19	15	15		
32	28	28	24	20	16	16		
33	29	29	25	21	17	17		
34	30	30	26	22	18	18		
35	31	31	27	23	19	19		
36	32	32	28	24	20	20		
37	33	33	29	25	21	21		21
38	34	34	30	26	22			
39	35	35	31	27	23			
40	36	36	32	28	24			
41	37	37	33	29	25			
42	38	38	34	30	26			
43	39	39	35	31	27			
44	40	40	36	32	28			
45	41	41	37	33	29			
46	42	42	38	34	30			
47	43	43	39	35	31			
48	44	44	40	36	32			
49	45	45	41	37	33			
50	46	46	42	38	34			
51	47	47	43	39	35			
52	48	48	44	40	36			
53	49	49	45	41	37			
54	50	50	46	42				
55	51	51	47	43				

56	52	52	52	48	44			
57	53	53	53	49	45			
58	54	54	54	50	46			
59	55	55	55	51	47			
60	56	56	56	52	48			
61	57	57	57	53	49			
62	58	58	58	54	50			
63	59	59	59	55	51			
64	60	60	60	56	52			
65	61	61	61	57	53			
66	62	62	62	58	54			
67	63	63	63	59	55			
68	64	64	64	60	56			
69	65	65	65	61	57			
70	66	66	66	62	58			
71	67	67	67	63	59			
72	68	68	68	64	60			
73	69	69	69	65	61			
74	70	70	70	66				
75	71	71	71	67				
76	72	72	72	68				
77	73	73	73	69				
78	74	74	74	70				
79	75	75	75	71				
80	76	76	76	72				
81	77	77	77	73				
82	78	78	78	74				
83	79	79	79	75				
84	80	80	80	76				
85	81	81	81	77				
86	82	82	82					
87	83	83	83					
88	84	84	84					
89	85	85	85					
90	86	86	86					
91	87	87	87					
92	88	88	88					
93	89	89	89					
94	90	90	90					
95	91	91	91					
96	92	92	92					
97	93	93	93					
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41

58	54	54	54	50	46
59	55	55	55	51	47
60	56	56	56	52	48
61	57	57	57	53	49
62	58	58	58	54	50
63	59	59	59	55	51
64	60	60	60	56	52
65	61	61	61	57	53
66	62	62	62	58	54
67	63	63	63	59	55
68	64	64	64	60	56
69	65	65	65	61	57
70	66	66	66	62	58
71	67	67	67	63	59
72	68	68	68	64	60
73	69	69	69	65	61
74	70	70	70	66	62
75	71	71	71	67	63
76	72	72	72	68	64
77	73	73	73	69	65
78	74	74	74	70	66
79	75	75	75	71	67
80	76	76	76	72	68
81	77	77	77	73	69
82	78	78	78	74	
83	79	79	79	75	
84	80	80	80	76	
85	81	81	81	77	
86	82	82	82	78	
87	83	83	83	79	
88	84	84	84	80	
89	85	85	85	81	
90	86	86	86	82	
91	87	87	87	83	
92	88	88	88	84	
93	89	89	89	85	
94	90	90	90		
95	91	91	91		
96	92	92	92		
97	93	93	93		
98	94	94	94		
99	95	95	95		
100	96	96	96		
101	97	97	97		
102	98	98	98		
103	99	99	99		
104	100	100	100		
105	101	101	101		
106	102	102	102		
107	103	103	103		
108	104	104	104		
109	105	105	105		
110	106	106	106		
111	107	107	107		
112	108	108	108		
113	109	109	109		
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				

リ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41

54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		

又 福祉職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第三項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第十項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項、第十項及び第十一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十一項(第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。)、及び第十四項の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第二項第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前

に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定並びに次項の規定及び附則第五項の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和六年千葉県条例第三十九号)の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「令和六年改正前の条例」という。)の規定により令和六年六月の期末手当の支給を受けた知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書の同年十二月の期末手当の額は、新条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にこれらの者に支給されることとなる期末手当の額から令和六年改正前の条例の規定により同年六月にこれらの者に支給された期末手当の額と第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条第二項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてこれらの者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

(期末手当の内払)

4 新条例の規定(前項の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合において、旧条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第五号

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の表中央家畜保健衛生所の項及び東部家畜保健衛生所の項を次のように改める。

東部家畜保健衛生所	匝瑳市	銚子市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡、香取郡、山武郡及び長生郡
西部家畜保健衛生所	千葉市	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

第二十三条の表北部家畜保健衛生所の項を削る。

第二十三条の十一第二項中「、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については柏土木事務所が所管し」を削り、「海匠土木事務所」の下に「が所管し、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務については長生土木事務所」を加える。

別表第三千葉県廃棄物処理施設設置等審議会の項中「七人」を「八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に次の表の上欄に掲げる行政機関の長がした処分その他の行為は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政機関の長がした処分その他の行為とみなし、同日前に同表の上欄に掲げる行政機関の長に対してした申請その他の行為は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政機関の長に対してした申請その他の行為とみなす。

北部家畜保健衛生所の長	東部家畜保健衛生所の長
中央家畜保健衛生所の長	西部家畜保健衛生所の長
夷隅土木事務所の長(建築に関する事務のうち、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務に係るものに限る。)	長生土木事務所の長

3 改正後の千葉県行政組織条例別表第三の規定により新たに委嘱される千葉県廃棄物処理施設設置等審議会の委員の任期は、同表の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 四 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(一) 防疫等作業手当の目中「日額三八〇円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を加算した額)」を「日額 一、六五〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和七年一月十二日から適用する。

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、令和七年一月十二日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「(以下「配偶者等」という。)」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(看護についての申出があった場合における措置等)

第二十条の二 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置(以下「看護両立支援制度等」という。)その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出(以下「看護両立支援制度等申出」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、人事委員会規則で定めるところにより、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十条の三 任命権者は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する看護休暇に係る研修の実施

二 看護休暇に関する相談体制の整備

三 その他人事委員会規則で定める看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置

2 任命権者は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施

二 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他人事委員会規則で定める看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十一条中「並びに第十九条の二第二項」を「、第十九条の二第二項、第二十条の二並びに前条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第八条の二第一項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による子(三歳から小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)を養育するためにする請求をしようとする職員(新条例第一条に規定する職員をいう。)は、施行日においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第八号

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例(昭和二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「八、一一四人」を「八、三一四人」に改め、同条第五号中「七三六人」を「七七六人」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第九号

千葉県税条例等の一部を改正する条例

(千葉県税条例の一部改正)

第一条 千葉県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号を次のように改める。

二 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第四十七条中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

(千葉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 千葉県税条例の一部を改正する条例(平成十九年千葉県条例第三十九号)の一

部を次のように改正する。

附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中千葉県条例第十四条の二第二号の改正規定及び次項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。(個人の県民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第一条の規定による改正後の千葉県条例第十四条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「のうち」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託(知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。)」の信託財産とするために支出した金銭であつて同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。(地方消費税に関する経過措置)

3 改正後の千葉県条例第四十七条の規定は、施行日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)第三条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八第一項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下「移行認可」という。))を受けた信託を含む。)について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三十五号の三上欄中「及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。))」を削り、同欄口中「の規定」を「(法第五条第三項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同欄中へを削り、トをへとし、同欄中「ト、ヲ」を「へ、ル」に改め、同欄中チをトとし、同欄中「チ」を「ト」に改め、同欄中リをチとし、同欄又中「チ」を「ト」に改め、同欄中又をリとし、同欄ル中「又」を「リ」に、「ヲ」を「ル」に改め、同欄中ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、ヨの次に次のように加える。

ワ 法第五十一条第三項の規定による公表

別表第三十五号の三上欄力中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄ヨを削り、同表第三十五号の四下欄中「木更津市、勝浦市」を「銚子市、木更津市、旭市、勝浦市、印西市」に、「長生郡長生村」を「長生郡一宮町、長生村、白子町及び長南町」に改め、「夷隅郡大多喜町」の下に「及び御宿町」を加え、同表第三十五号の五下欄中「我孫子市」を「千葉市、流山市及び我孫子市」に改め、同表第三十五号の六下欄中「及び夷隅郡大多喜町」を「並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三十五号の三の改正規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第六十二号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四及び第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日以前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十一号

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 第六条の次に次の一条を加える。  
 (指定の手続)

**第六条の二** 文化会館のうち千葉県文化会館又は青葉の森公園芸術文化ホールについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

**第二条** 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(指定の手続)

**第五条の二** センターについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例の一部改正)

**第三条** 千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例(平成元年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定の手続)

**第六条** 国際展示場について千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例の一部改正)

**第四条** 千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例(平成十年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(指定の手続)

**第七条** テクノプラザについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体が知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

**千葉県条例第十二号**

**使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基づくものの項建築士事務所登録申請手数料の目中「一万六千円」を「二万二千円」に、「一万千円」を「二万円」に改め、同表道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項運転免許試験手数料の目大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の節中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千円(第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「三千九百円(技能試験)」に、「六千六百円」

<p>免許証交付手数料</p>	<p>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p>	<p>第九十二条第一項の規定による交付（第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けた者（道路交通法</p>	<p>一件につき</p>	<p>二千三百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受</p>	<p>を「六千九百円」に改め、同目普通自動車免許に係る試験の節中「千七百五十円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千五百五十円（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同目特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この項において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の節中「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に改め、同目小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の節中「千九百円」を「千九百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に改め、同目大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の節中「千七百円」を「千八百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に改め、同目仮運転免許に係る試験の節中「千七百円」を「七千四百五十円」に改め、同目仮運転免許に係る試験の節中「千七百円」を「千八百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「二千九百円（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同項検査手数料の目中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「四千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項再試験手数料の目中「千九百円」を「二千五百円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項免許証交付手数料の目を次のように改める。</p>		
<p>仮運転免許に係る免許証</p>	<p>第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合</p>	<p>第九十二条第一項の規定による交付（特定試験免除者に対する交付に限る。）を受ける場合</p>	<p>施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に限る。以下この項において「特定試験免除者」という。）に対する交付を除く。）を受ける場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>ける者（以下この項において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>

		<p>別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に基づくものの項免許証再交付手数料の目中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千五百五十円」を「千五十円」に改め、同目の次に次のように加える。</p>	
<p>特定免許情報記録手数料</p>		<p>第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録</p>	
<p>第九十五条の二第六項の規定による場合</p>	<p>第九十五条の四の二第二項の規定による申出(以下この項において「更新時不交付申出」という。)をする</p>	<p>第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合(特定試験免除者に係る記録の申請に併せて申出をする場合に限る。)</p>	<p>第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合(特定試験免除者に係る記録の申請に併せて申出をする場合を除く。)</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>千五百円 (第九十二</p>	<p>八百円</p>	<p>千三百五十円(複数免許取得者に係る記録にあつては、千五百十円に、与える免許の種類ごとに二百円を加えた額)</p>	<p>千五百五十円(複数免許取得者に係る記録にあつては、千三百五十円に、与える免許の種類ごとに二百円を加えた額)</p>
<p>第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定又は第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>		<p>定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	
<p>一件につき</p>		<p>第九十一項若しくは第九十二条の四の二第一項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び第九十五条の二第四項に規定する免許情報記</p>	
<p>千五百五十円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び第九十五条の二第四項に規定する</p>		<p>条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第九十二条の四の二第一項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は第九十四条第二項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合に、あつては、(百円)</p>	

<p>手数料 免許証等更新</p>	<p>別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項免許証更新手数料の目及び經由手数料の目を次のように改める。</p>	
<p>免許証の有効期間の更新（同時に</p>	<p>録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えに於ては、複数は百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>	
<p>の更新（同時に） 規定による經由地公安委員会を經由して</p>	<p>第百一条の二</p>	
<p>一件につき</p>	<p>二千七百五十円</p>	
<p>十円</p>	<p>千九百五十円</p>	
<p>ない場合</p>	<p>記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	
<p>經由申請をしな</p>	<p>行ふ更新申請書の提出（以下この項において「經由申請」という。）をする場合</p>	
<p>經由申請をしな</p>	<p>經由申請及び更新時不交付申請のいずれをもしない場合（經由申請をする場合を除く。）</p>	
<p>經由申請をしな</p>	<p>更新時不交付申請をする場合</p>	

記録手数料 運転経歴情報	経由手数料		免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき。	一件につき	二千五百円
	経由地書換申出をしない場合	経由地書換申出をする場合				
き	き	き	き	き	一件につき	二千八百五十円
	き	き	き	き	一件につき	七千五百円
き	き	き	き	き	一件につき	二千九百五十円
	き	き	き	き	一件につき	十円
き	き	き	き	き	一件につき	千七百円
	き	き	き	き	一件につき	九百円(百五條の二項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則(昭和三十年総理府令第六十号)第三十條の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と

別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項運転技能検査手数料の目中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項運転経歴証明書交付手数料の目中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同目の次に次のように加える。

別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項審査手数料の目中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同項技能検査手数料の目中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「二万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同目の摘要第一号の表技能検査員として必要な自動車運転技能の項大型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検査員審査の目中「四千円」を「三千八百円」に改め、同項普通自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検査員審査の目中「三千五百五十円」を「三千八百円」に改め、同項特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の目中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の目中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表技能検査に必要な教習の技能の項中「二千五百円」を「二千百円」に改め、同表第八條の二十八第四項に規定する

同時に記録を受ける場合にあつては、百円)

教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識の項及び自動車教習所に關する法令についての知識の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表教習指導員として必要な教育についての知識の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項教習指導員審査手数料の目の摘要第二号中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同目の摘要第三号中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同項国外運転免許証交付手数料の目中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項講習手数料の目第百八条の二第一項第一号に掲げる講習の節中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第二号に掲げる講習の節中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同目第百八条の二第一項第四号に掲げる講習の節中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第五号に掲げる講習の節中「四千五百円」を「四千三百円」に、「四千元」を「四千二百円」に改め、同目第百八条の二第一項第六号に掲げる講習の節中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第七号に掲げる講習の節中「三千円」を「三千二百円」に改め、同目第百八条の二第一項第八号に掲げる講習の節中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第九号に掲げる講習の節中「七百五十円」を「九百円」に改め、同目第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の節中「二千五百円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習の節中「第九十二条の二第一項の表の備考一の二」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、「五百円」を「五百円(公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この目において同じ。))と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この目において「オンライン講習」という。))にあつては、二百円)」に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の三」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のハ」に、

八百円  
八百円(オンライン講習にあつては、二百円)

に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の四

に規定する違反運転者等に対する講習」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(道路交通法施行規則第三十八条第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下この目において同じ。))でないものに対する講習」に、「千三百五十円(運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)第八条第一項に規定する講習にあつては、八百円)」を「千四百円」に改め、同節に次のように加える。

第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	一回につき	八百円(オンライン講習にあつては、二百円)
---	-------	-----------------------

別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に基づくものの項講習手数料の目第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習の節中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同目第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の節を次のように改める。

第九十二条の二第一項第十号に掲げる講習	自動車等(道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターを含む。)を使用する指導(以下この目において「実車等指導」という。))を含む講習	一回につき	一万二千九百円
第九十二条の二第一項第十一号に掲げる講習	実車等指導を含まない講習	一回につき	九千三百五十円

別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に基づくものの項講習手数料の目若年運転者講習の節中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同目第八八条の二第二項第十五号又は第十六号に掲げる講習の節中「又は第十六号」を削り、「二千円」を「二千五百円」に改め、同目に次のように加える。

第八八条の二第二項第十	一時間に	二千五百円
六号に掲げる講習	つき	

別表第一道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に基づくものの項通知手数料の目中「九百円」を「千円」に改め、同項特定任意講習手数料の目中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項特定任意高齢者講習手数料の目中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)に基づくものの項中「(昭和三十五年総理府令第六十号)」を削り、「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千五百円」を「千五百十円」に改め、同表運転免許に係る講習等に関する規則に基づくものの項中「に基づく」を「(平成六年国家公安委員会規則第四号)に基づく」に、「千四百五十円」を「千四百円」に改め、同項認知機能検査員講習手数料の目の摘要中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)に基づくものの項自動車保管場所標準章交付手数料の目及び自動車保管場所標準章再交付手数料の目を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基づくものの項の改正規定及び同表自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)に基づくものの項の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和六年国家公安委員会規則第十七号)による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)第五条第一項の規定による保管場所標準章の交付の申請をした者に対する自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第三十五号)による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第六条第一項の規定による交付(前項ただし書に規定する規定の施行の日前に同法第四条第一項ただし書の政令で定める通知が行われたときに限る。)に係る手数料については、改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第十三号

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例

千葉県安心こども基金条例(平成二十一年千葉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第十四号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第十五号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

一 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年

千葉県条例第三十四号)第七条第二項第二号

二 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年千葉県条例第十

八号)第十四条第七項第二号

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十六号

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとする」を「次の各号に掲げる」に、「産婦人科コース修学資金」を「当該各号に定める修学資金」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするもの  
小児科コース修学資金
- 二 将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの  
産婦人科コース修学資金

第二条に次の一項を加える。  
4 知事は、第二項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

第三条第一項の表ふるさと医師支援コース修学資金の項の次に次のように加える。  
小児科コース修学資金 月額五万円

第七条第三号中「第四号」を「第六号」に改める。

第八条第一項第一号中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に改め、同項第五号中「及び第三号」を「第三号及び第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

四 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認められた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算

してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

第八条第二項中「第四号」を「第六号」に改める。

第九条第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十七号

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県自然公園施設設置管理条例(昭和五十四年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表片貝自然公園施設の項を削る。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十八号

千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県立県民の森設置管理条例(昭和四十六年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表千葉県立清和県民の森の項庭球場利用料の目を削る。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第十九号

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例(平成十一年千葉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、四二二人」を「一一、三六五人」に改め、同条第二号中「二六、二二八人」を「二六、三二七人」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第二十号

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例

千葉県警察基本条例(昭和二十九年千葉県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二定員の欄を次のように改める。

定	員
	二六七人
	六二三人
	六、六一五人
	三、三八二人
	一〇、八八七人
	一、二二六人
	一一、一三一人

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第二十一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉県恩給条例の一部改正)

第一条 千葉県恩給条例(昭和二十三年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の場合にあつては」を「に該当する場合にあつては、」に、「左の

各号の「」を「が、次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「三年」を「三年」に、「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十六条中「左に」を「次の各号に」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「迄」を「まで」に改める。

第三十条の二中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項に規定するもののほか、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における退隠料及び増加退隠料の停止については、恩給法第五十八条の二の規定による普通恩給及び増加恩給の停止の例によるものとする。

第三十八条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前各項に規定するもののほか、刑法第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における扶助料の停止については、恩給法第七十七条の規定による扶助料の停止(同条第二項において準用する場合を含む。)の例によるものとする。

(多衆行進又は集団運動に関する条例の一部改正)

第二条 多衆行進又は集団運動に関する条例(昭和二十四年千葉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十二条までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
第十三条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県統計調査条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第十八条第一項、第十九条及び第二十条

二 千葉県立自然公園条例(昭和三十五年千葉県条例第十五号)第三十二条及び第三十三条

三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十九年千葉県条例第三十一号)第十三条、第十三条の二、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項

四 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉県条例第六十四号)第二十八条第一項から第三項まで

五 千葉県自然環境保全条例(昭和四十八年千葉県条例第一号)第三十六条及び第三十七條

六 ふぐの取扱い等に関する条例(昭和五十年千葉県条例第一号)第二十一条第一項

七 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成五年千葉県条例第二十一号) 第九条第一項

八 千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号)第六十八条及び第六十九条

九 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)第三十三条

十 千葉県情報公開条例(平成十二年千葉県条例第六十五号)第三十四条

十一 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十四年千葉県条例第三号)第三十二条及び第三十三条

十二 千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例(平成十五年千葉県条例第六号)第十三条

十三 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成十八年千葉県条例第五十二号)第三十六条

十四 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成十九年千葉県条例第三十三号)第十条

十五 千葉県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十二年千葉県条例第四十九号)第十四条第一項

十六 千葉県暴力団排除条例(平成二十三年千葉県条例第四号)第三十条及び第三十一条

十七 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(平成二十六年千葉県条例第五十五号)第十六条及び第十七条

十八 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年千葉県条例第九号)第十九条から第二十一条まで

十九 千葉県行政不服審査会条例(平成二十八年千葉県条例第五号)第九条

二十 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(平成三十年千葉県条例第四十五号)第十七条

二十一 個人情報情報の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第六項から第九項まで

二十二 千葉県個人情報保護審議会条例(令和四年千葉県条例第三十八号)第十四条(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条の三第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県心身障害者扶養年金条例の一部改正)

第六条 千葉県心身障害者扶養年金条例(昭和四十五年千葉県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県土採取条例の一部改正)

第七条 千葉県土採取条例(昭和四十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第八条 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例の一部改正)

第九条 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例(平成十六年千葉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条第二項中「はり付け」を「貼付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

うに改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県心身障害者扶養年金条例の一部改正)

第六条 千葉県心身障害者扶養年金条例(昭和四十五年千葉県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県土採取条例の一部改正)

第七条 千葉県土採取条例(昭和四十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第八条 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例の一部改正)

第九条 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例(平成十六年千葉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条第二項中「はり付け」を「貼付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の一部改正)

第十条 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和五年千葉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の一部改正)

第十一条 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例(令和六年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四條及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)  
第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)  
又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)  
が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。  
(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。  
(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これを「刑法等一部改正法等」という。)  
の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)  
が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十条の第三項(第一号に係る部分に限る。)  
及び第三項(第一号に係る部分に限る。)  
の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)  
が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)  
並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。  
(規則への委任)

7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則(千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則)で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する

る条例(学校職員(職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。))に関する事項を除く。)  
の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県人事委員会規則で、職員の退職手当に関する条例(学校職員に関する事項に限る。)  
の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。

購読料 本号 一部 一六八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三(二三三)二六五八